千葉県博物館協会会則

(名称)

第1条 本会は千葉県博物館協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長の指定する館内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の連絡を図り、博物館活動の振興と教育並びに学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 博物館相互の連絡と提携
- (2) 職員の資質の向上のための研修
- (3)機関誌発行、研究発表
- (4) 博物館資料の救済
- (5) その他必要な事業

(会員及び会費)

- 第5条 本会の会員は県内にある博物館、またはこれに準ずる施設とする。
- 2 会員は別表に定める会費を納入するものとする。

(加入・退会)

- 第6条 本会の加入及び退会は会長が役員会にはかり承認する。
- 2 会費を引き続き2年間未納の場合は退会したものとみなす。

(賛助会員及び賛助費)

- 第7条 本会の目的、事業に替同し替助費を納める個人または団体を替助会員とする。
- 2 賛助会員は別表に定める賛助費を納めるものとする。
- 3 賛助費を引き続き2年間未納の場合は退会したものとみなす。

(役員)

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事若干名(うち1名は事務局長とする)
- (4) 監事2名
- 第9条 会長及び副会長は理事相互で互選する。
- 2 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

(理事及び監事)

- 第10条 理事及び監事は会員(施設長または副施設長の職名者及びこれに準ずる責任者を充てるものとする。)中より総会において互選する。
- 2 理事は本会会務を審議し、監事は会計を監査する。
- 第11条 理事及び監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会において推薦し、会長が委嘱する。 2 顧問は会長の要請に応じて意見を述べることができる。

(会議)

第13条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

(会議の成立)

- 第14条 総会は会員の2分の1以上の出席で成立し、議決は過半数をもって決する。ただし 委任状で出席とみなす。
- 2 可否同数の時は議長の決するところによる。
- 3 役員会は第8条の役員の過半数の出席で成立する。

(総会)

- 第15条 総会は次の事項を審議し、これを議決する。
- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画予算の審議
- (3) 本会会則の改正
- (4) 本会会員の負担金の審議
- (5) その他本会議の執行の関する事項

(経費)

第16条 本会の経費は会費、補助金、その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(委任)

第18条 本会会則に規定するもののほか、この会則の施行に関し、必要な事項は会長が別に 細則で定める。

(附則)

- この会則は昭和60年 7月10日から施行する。 (附則)
- この会則は平成 3年 6月 5日から施行する。 (附則)
- この会則は平成 7年 4月 1日から施行する。 (附則)
- この会則は平成11年 4月15日から施行する。 (附則)
- この会則は平成11年11月25日から施行する。 (附則)
- この会則は平成26年5月28日から施行する。

別表

千葉県博物館協会会費 (年間)	
職員数	金額
15人以上	15,000円
1 4~6人	10,000円
5人以下	5,000円

千葉県博物館協会賛助費 (年間)	
個 人	団体
1口=5,000円	2 口以上とする (1 口=5,000円)

※ここで定める職員とは、週3日以上勤務する者をさし、パート、アルバイト、嘱託の形態であっても、1年以上の長期勤務または予定のあるものを含む。また、法人の役員は職員に含まれないが、参与、委員での肩書で法人の仕事に従事する者は職員とみなす。